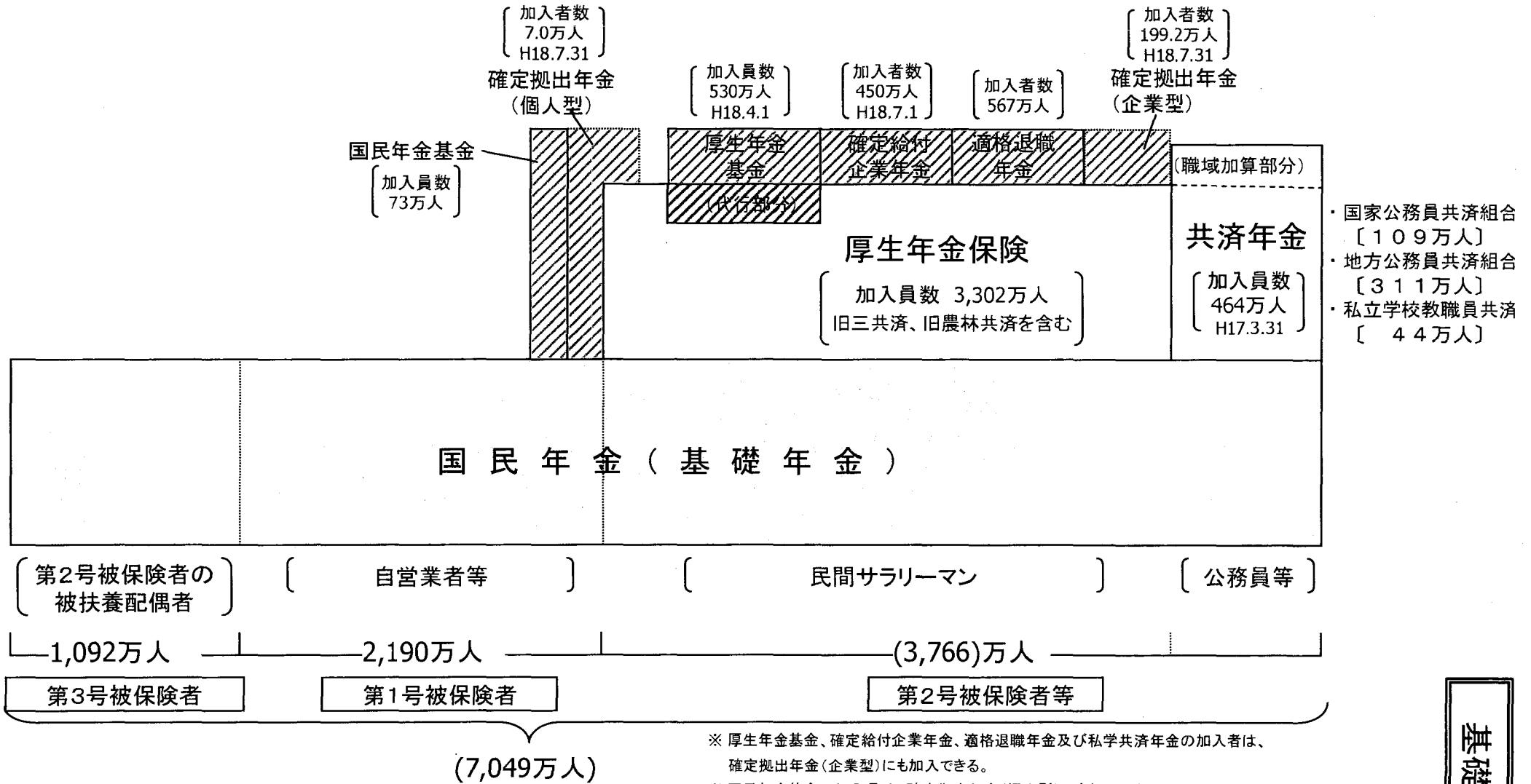


# 年金制度の体系

(数値は、注釈のない限り平成18年3月末)



- ※ 厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金及び私学共済年金の加入者は、確定拠出年金(企業型)にも加入できる。
- ※ 国民年金基金の加入員は、確定拠出年金(個人型)にも加入できる。
- ※ 適格退職年金については、平成23年度末までに他の企業年金等に移行。
- ※ 第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。)
- ※ ()内の数値は、時点が異なる数値を単純に合計して得られた暫定値。

# 公 的 年 金 制 度 一 覧

## ○被用者年金制度

(平成17年度末(平成18年3月末)現在)

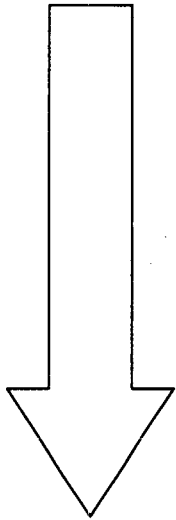
区 分	適用者数 ①	老齢(退職) 年金 受給権者数 (老齢・ 退年相当) ②	年金扶養 比率 ① ②	老齢(退職) 年金平均 年金月額 (老齢・ 退年相当) (繰上げ・繰 下げ等除く)	実質的な 支出総費 用額	積立金  簿価ベース [時価ベース]	積立比率  簿価ベース [時価ベース]	保険料率 (平成19年 4月)	老齢(退職)年金 支給開始年齢 (平成19年度)
	万人	万人		万円	兆円	兆円      兆円		%	
厚生年金 保 険	3,302	1,152	2.87	16.9	31.3	132.4 [140.3]	5.2 [5.2]	14.642	報酬比例部分 一般男子・女子 60歳 坑内員・船員 58歳
国家公務員 共 済 組 合	108	63	1.71	22.3	1.9	8.8 [9.2]	7.4 [7.5]	14.767	定額部分 一般男子・共済女子63歳 厚年女子 61歳 坑内員・船員 58歳
地方公務員 共 済 組 合	307	158	1.95	23.1	5.0	38.8 [41.5]	10.5 [10.7]	14.092	
私立学校 教職員共済	45	9	5.02	21.6	0.4	3.3 [3.5]	10.3 [10.6]	11.522	
合 計	3,762	1,382	2.72	17.8	38.6	183.3 [194.5]	5.9 [6.0]	—	

- (注) 1. 厚生年金保険の老齢(退職)年金受給権者数及び平均年金月額には、日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業及び農林漁業団体職員の各旧共済組合において厚生年金保険に統合される前に裁定された受給権者に係る分を含む。
2. 共済組合の老齢(退職)年金受給権者数には減額退職年金に係る分を含む。(厚生年金保険に含まれている旧三公社共済組合、旧農林漁業団体職員共済組合に係る分についても同じ。)
3. 老齢(退職)年金平均年金月額は、老齢基礎年金を含んだものである。ただし、繰上げ・繰下げ支給(減額退職年金を含む)を選択した者と、報酬比例部分の支給開始年齢に到達しているが、定額部分の支給開始年齢に到達していない者は除外している。
4. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金交付金を控除した額に基礎年金拠出金を加えたものである。
5. 厚生年金保険における坑内員及び船員の保険料率は、15.704%であり、日本鉄道及び日本たばこ産業の各旧共済組合の適用法人及び指定法人であった適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率は、それぞれ15.69%及び15.55%である。また、農林漁業団体等の適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率は、15.412%である。
6. 厚生年金保険の積立金には厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。
7. 厚生年金保険の積立金[時価ベース]は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金資金運用基金における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。
8. 積立比率とは、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賅う部分(国庫・公経済負担を除いた部分)の何年分に相当しているかを表す指標である。(前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額の何年分に相当しているかを表す積立度合とは異なる。)

# 一元化に係る閣議決定の経緯

昭和59年2月24日 閣議決定

- 国民年金の適用を厚生年金保険の被保険者及びその配偶者に拡大し、共通の基礎年金を支給する制度とする（→全国民共通の基礎年金制度の創設）
- 昭和70年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる。



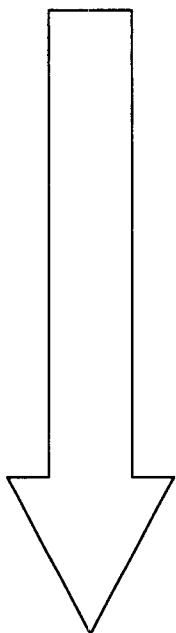
昭和59年3月28日 参予算委員会会議録（抄）

○国務大臣（渡部恒三君）

「今度は70年、共済年金とこれは一緒になる。そのときに今のような議論は当然に出てくると思いますが、そこでこれを一つにするには厚生年金の方に一元化をしていくのか、あるいは共済年金の方に寄せて一元化をしていくのか、あるいはその真ん中をとっていくのかというような議論は当然に出てくると思いますが、そこでこれは十二分に検討し、また皆さん方の御意見も聞いて官民格差を将来是正していくという方向は打ち出していかなければならないと、こう思っております」

平成8年3月8日 閣議決定

- 被用者年金制度の再編成を進めるに当たっては、各制度の目的、機能、過去の運営努力等についても配慮し、各制度が今後21世紀にかけて成熟化する段階において以下のような漸進的な対応を進めつつ、その統一的な枠組みの形成を目指すものとする。



平成8年5月30日 参厚生委員会会議録（抄）

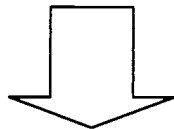
○国務大臣（菅直人君）

「平成8年3月、各制度の目的、機能、過去の運営努力等についても配慮し、各制度が21世紀にかけて成熟化する段階において漸進的に被用者年金の再編成を進めるという具体的な方針を定める新たなその次の段階の閣議決定を行ったところであります。」

「残された問題が御承知のように幾つかあるわけですが、それらも今後の成熟化に伴う中で議論をし、さらなる次の段階、場合によってはさらに次の段階という形で進めていきたいということで、率直に申し上げて最終的な日限を明確に切っているわけではありません。」

平成13年3月16日 閣議決定

- 被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るために、厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、被用者年金制度が成熟化していく21世紀初頭の間に結論が得られるよう検討を急ぐ。

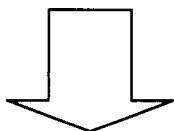


平成16年改正法附則（抄）

第3条 政府は、社会保障制度に関する国会の審議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

2 前項の公的年金制度についての見直しを行うに当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うものとする。

3 （略）



平成18年4月28日 閣議決定

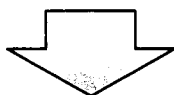
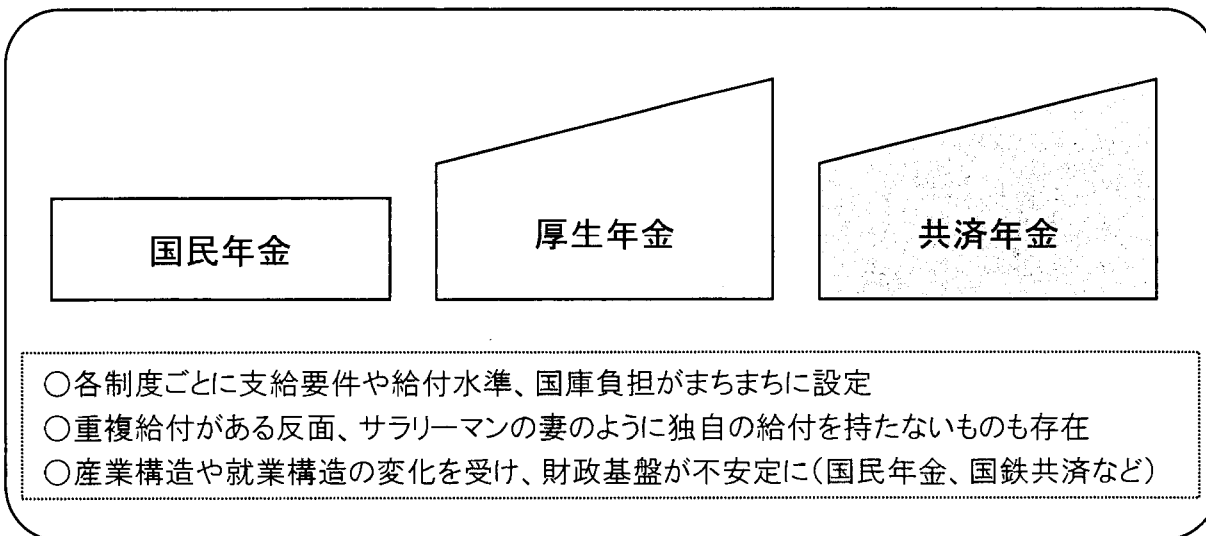
- 被用者年金制度の一元化については、（中略）年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間被用者、公務員を通じ、将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保することにより、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として、次に掲げるところにより、これを行う

平成18年12月19日 政府・与党合意

- 被用者年金の太宗を占める厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。

# 公的年金制度の一元化に向けてのこれまでの取組み

## 【昭和60年改正前】

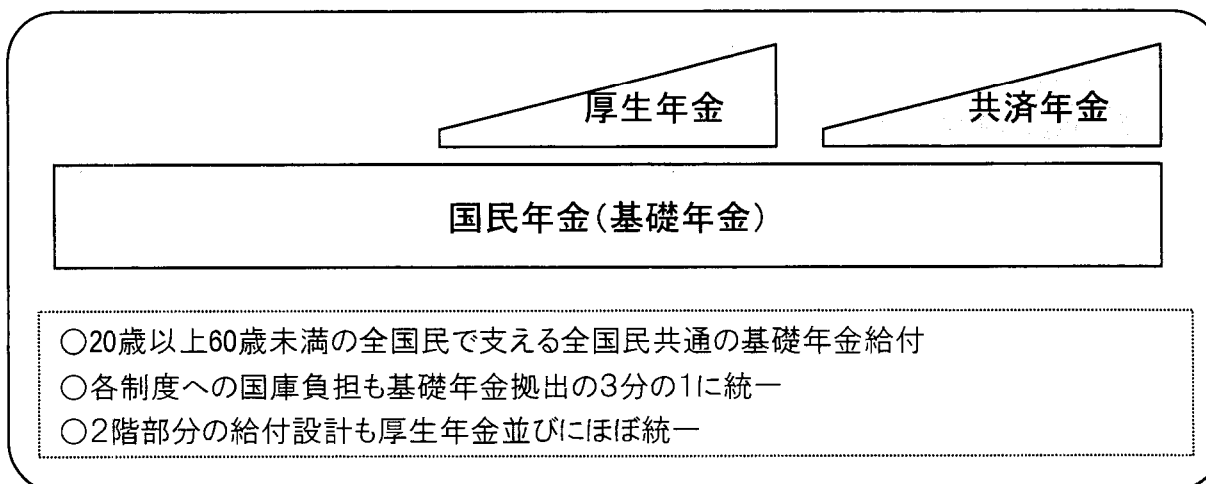


## 【昭和59年2月閣議決定「公的年金制度の改革について」】

公的年金制度全体の長期的安定と整合性ある発展を図るため、公的年金制度の一元化を展望しつつ、次のような改革を推進

- 1 国民年金を共通の基礎年金を支給する制度とし、厚生年金と共済年金は上乘せの報酬比例年金給付を行う制度とする(昭和61年度から実施)
- 2 昭和61年度以降は、以上の措置を踏まえ、給付と負担の両面において制度間調整を進め、これらの進展に対応して年金現業業務の一元化等の整備を推進するものとし、昭和70年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる。

## 【昭和60年改正後】



## 【その後の取組み】

- 平成2年～8年 被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法(制度間調整法)による制度間調整の実施
- 平成8年3月 「公的年金制度の再編成の推進について」閣議決定
- 平成9年度 旧公共企業体(JR、JT、NTT)共済組合を厚生年金に統合
- 平成14年度 農林漁業団体職員共済組合を厚生年金に統合
  
- 平成9年度～ 基礎年金番号の導入

## 【平成13年3月閣議決定「公的年金制度の一元化の推進について」】

- 1 公的年金制度の一元化については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、統一的な枠組みの形成を推進することとし、当面、以下のような対応を進める
  - ① 農林漁業団体職員共済組合：平成14年度に厚生年金に統合
  - ② 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合：両制度の財政単位の一元化
  - ③ 私立学校教職員共済：次期財政再計算時からの保険料引上げの前倒しの検討、被用者年金制度における位置付けについての検討
- 2 さらに、被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るために、厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、被用者年金制度が成熟していく21世紀初頭の間に結論が得られるよう検討を急ぐ。

## 【現在の状況】

### 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合

両制度の財政単位の一元化を図るための法律が成立(平成16年10月実施)

- ・両制度の保険料率を平成21年に向け段階的に一本化
- ・両制度間で財政調整を実施

### 私立学校教職員共済

- ・他の被用者年金制度と同じ引上幅で保険料率を引上げ(平成17年4月実施)
- ・被用者年金制度における位置付けについて検討

※共済制度では法律に基づき、保険料率は定款で定めることとされている。

## 公的年金制度の一元化

### (1) 公的年金一元化をめぐる動向

① 平成16年改正法の国会審議において、公的年金一元化が大きな議論に。

⇒ 改正法附則第3条第1項及び第2項が衆議院修正で追加され、政府は、「公的年金制度についての見直しを行うに当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うものとする」とされた。

② 平成17年4月1日の衆参本会議で「年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する決議」が行われ、これに基づき、国会に「年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議」が設置された。

⇒ 同年4月8日より7月29日まで計8回、公的年金制度の必要性や国民皆年金の意義など根本的なテーマを含め、幅広い、精力的な御議論が行われてきた。

## (2) 被用者年金一元化の閣議決定までとその後

平成17年

- 9月、総理より、厚生年金と共済年金の一元化について、関係各省間において、処理方針をできるだけ早く取りまとめるよう指示。
- 被用者年金制度の一元化等に関する関係省庁連絡会議(※10月設置)において、「被用者年金一元化に関する論点整理」を提示(12/7)。
- 与党年金制度改革協議会において、「被用者年金一元化についての考え方と方向性」を提示(12/14)。

※ 12月14日以降、翌年4月24日までに7回開催



平成18年

- 被用者年金一元化等に関する政府・与党協議会(第1回)開催(1/16)。

※ 1月16日以降4月24日までに4回開催

- 「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について」閣議決定(4/28)。



- 4/28の閣議決定以降、残された課題について、引き続き検討を進め、
  - ・ 与党年金制度改革協議会において、「被用者年金一元化の基本的な方針と進め方について」を取りまとめ(12/8)。
  - ・ 被用者年金一元化等に関する政府・与党協議会(第5回)において、「被用者年金一元化の基本的な方針と進め方について」を政府・与党で合意(12/19)。



## 公的年金制度の改革について

昭和59年2月24日  
( 閣 議 決 定 )

高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化に対応し、公的年金制度全体の長期的安定と整合性ある発展を図るため、公的年金制度の一元化を展望しつつ、次のような改革を推進するものとする。

1. 昭和59年において、国民年金、厚生年金保険及び船員保険制度について、次の措置を講ずる。
  - (1) 国民年金の適用を厚生年金保険の被保険者及びその配偶者に拡大し、共通の基礎年金を支給する制度とするとともに、厚生年金保険は、基礎年金の上乗せとして報酬比例の年金給付を行う制度とする。  
なお、船員保険の職務外年金部門は厚生年金保険に統合する。
  - (2) これらの年金制度における給付と負担の長期的な均衡を確保するため、将来の給付水準の適正化を図る等の措置を計画的に講ずるとともに、婦人の年金権の確立及び障害年金の充実等の改革を進める。
2. 昭和60年においては、共済年金について、上記の基礎年金の導入を図る等の改革の趣旨に沿った制度改正を行う。
3. 上記1及び2の改革は、昭和61年度から実施する。
4. 昭和61年度以降においては、以上の措置を踏まえ、給付と負担の両面において制度間調整を進める。これらの進展に対応して年金現業業務の一元化等の整備を推進するものとし、昭和70年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる。

## 昭和59年3月28日 参予算委員会会議録（抄）

○野末陳平君

（在職カットについて、厚生年金と共済年金の在職カットを平等にすべき。どうしたらいいか、と質問。）

### ○国務大臣（渡部恒三君）

私が総理から年金担当大臣ということで任命されておりますので申し上げたいと思うんですが、先生が心配されておる官民格差をなくしていくというのは、まさに今回の年金改革のあるべき将来の方向だと思うんです。しかし、これは年金というのは約束事でありますから、こういう改革をやる場合でも、やはり既得権は保護する、またそれぞれの期待していることがあるわけですから、その期待権は尊重する、そういう中でやはり本来の社会保障としては先生の御指摘のように官民格差などあるべきではないのでありますからそういう方向に行くのは当然でありますけれども、これはやはり時間がかかる。そこで今度改革案を出したものは、民間の厚生年金と国民年金と船員保険とこれを一つにして閣議決定をいただいておりますので、今度は七十年、共済年金とこれは一緒になる。そのときに今のような議論は当然に出てくると思いますが、そこでこれを一つにするには厚生年金の方に一元化をしていくのか、あるいは共済年金の方に寄せて一元化をしていくのか、あるいはその真ん中をとっていくのかというような議論は当然に出てくると思いますが、そこでこれは十二分に検討し、また皆さん方の御意見も聞いて官民格差を将来是正していくという方向は打ち出していかなければならないと、こう思っておりますけれども、さきに申し上げたように、やはり一つの約束事でありますから、

既得権というものをきれいにもうあしたからなくするのだというわけにはまいりません。

やはり、今度の改革案で婦人の支給開始年齢を五年引き上げるということでも、これは一遍に過激にならないように三年に一歳、十五年かけると、こういうことでありますから、七十年、七十五年、そういう方向を目指して一つにそろえていく。やはり官民格差をなくするということは今回の改革案の理想でございますが、これがきれいになくなっていくまでは時間がかかるということは御理解いただきたいと存じます。

## 公的年金制度の再編成の推進について

平成8年3月8日  
閣議決定

公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展を図るため、これまで逐次、全国民共通の基礎年金制度の導入、被用者年金制度の給付の公平化等の改革を進めてきたところであるが、今後、更に就業構造の変化、制度の成熟化の進展等に対応し制度の安定化と公平化を図るため、次のような再編成を推進するものとする。

1. 被用者年金制度の再編成については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、これを行うものとする。

2. 被用者年金制度の再編成を進めるに当たっては、各制度の目的、機能、過去の運営努力等についても配慮し、各制度が今後21世紀にかけて成熟化する段階において以下のような漸進的な対応を進めつつ、その統一的な枠組みの形成を目指すものとする。

(1) 再編成の第一段階として、既に民営化・株式会社化しており、かつ、成熟化が最も進行している日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合及び日本電信電話共済組合を、平成9年度に厚生年金保険に統合する。その際、統合前の期間に係る給付費については、費用負担の平準化を図りつつ、被用者年金制度全体で支え合う措置を講ずる。

(2) 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、それぞれの成熟化の状況等に応じ、財政再計算時ごとに将来の財政見通し等について分析を行い、公務員制度としての在り方をも踏まえつつ、まず両制度において財政安定化のための措置を検討する。

(3) 農林漁業団体職員共済組合については、構成団体の組織整備の進展が制度基盤に与える影響を、また私立学校教職員共済組合については、その成熟化の進展等を踏まえつつ、財政再計算時ごとに将来の財政見通し等について分析を行い、被用者年金制度全体の中におけるそれぞれの制度の位置付けについて検討を行う。

3. 被用者年金制度の再編成を進めるに当たっては、制度運営に関する適切な情報の公開を行うとともに、制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時ごとに検証を行うものとする。

4. 年金現業業務については、制度運営の適正化・効率化及び加入者・受給者サービスの向上を図るため、基礎年金番号の導入等その統一的な処理を推進する。

## 平成8年5月30日 厚生委員会会議録（抄）

### ○釘宮馨君

（平成8年閣議決定と昭和59年閣議決定との関係、またその経緯について質問。）

### ○国務大臣（菅直人君）

公的年金制度の一元化につきましては、今、委員の言われましたように、昭和五十九年二月の閣議決定により政府の方針が示されまして、これに基づいて昭和六十年改正においてまず全国民共通の基礎年金制度の導入を行い、また被用者年金制度の二階部分の給付の公平化を行ったところであります。

この閣議決定では平成七年をめどに一元化を完了することと定めており、これを踏まえて平成六年二月には公的年金制度の一元化に関する懇談会を設置いたしまして関係者の合意形成に努め、平成七年七月に同懇談会からの報告書の提出があったところであります。

この懇談会の報告を受けまして、政府内部においても公的年金制度の再編成に関する検討を行いまして、平成八年三月、各制度の目的、機能、過去の運営努力等についても配慮し、各制度が二十一世紀にかけて成熟化する段階において漸進的に被用者年金の再編成を進めるという具体的な方針を定める新たなその次の段階の閣議決定を行ったところであります。

そういった意味で、さきの閣議決定は、基本的には相当程度それに沿って基礎年金の導入などを含めて進んできて今回の改正案の提案になっているわけですけれども、さらなる努力を今後もするという意味で平成八年三月に新たな閣議決定をし、同時にこの法案の提出をお願いしていると、そういうように理解しております。

○釘宮馨君

(一元化の完了時期をいつごろと考えているかという質問。)

○国務大臣（菅直人君）

一元化という言葉自体がやや幅のある言葉だということはきょう午前中の質疑の中でも何人かの委員の方の答弁で申し上げたわけですが、今回の法案で三公社の共済が厚生年金に統合されると。残された問題が御承知のように幾つかあるわけですが、それらも今後の成熟化に伴う中で議論をし、さらなる次の段階、場合によってはさらに次の段階という形で進めていきたいということで、率直に申し上げて最終的な日限を明確に切っているわけではありません。ただ、再計算ごとという一つのめどがありますので、それを一つのめどとしながら最終的な一元化の方向に向かって進めていきたいと思っております。

## 公的年金制度の一元化の推進について

〔平成13年3月16日〕  
閣 議 決 定

就業構造の変化、制度の成熟化の進展等に対応し公的年金制度の安定化と公平化を図るため、公的年金制度の一元化を推進してきたところであるが、今後、次に掲げるところによりその更なる推進を図るものとする。

1 公的年金制度の一元化については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、統一的な枠組みの形成を推進することとし、当面、以下のような対応を進める。

(1) 農林漁業団体職員共済組合については、平成14年度に厚生年金保険に統合する。

(2) 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、ともに公務員という職域に適用される年金制度であることから、両制度の財政単位の一元化を図る。このため、速やかに具体的な枠組みについて検討を進め、次期財政再計算はこの財政単位の一元化を前提として実施する。

(3) 私立学校教職員共済については、公的年金制度に係る共通部分についての費用負担の平準化を図る見地から、次期財政再計算時からの保険料引上げの前倒しを行うべく検討を行う。また、被用者年金制度における私立学校教職員共済の位置付けについて、上記の国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合における検討と並行して、次期財政再計算時までには具体的な検討を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずる。



2 さらに、被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るために、厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、被用者年金制度が成熟化していく21世紀初頭の間に結論が得られるよう検討を急ぐ。

3 社会保障審議会に年金数理に関する専門的な知識、経験を有する者等から構成される部会を設け、当該部会において被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時における検証のほか、毎年度の報告を求めることを要請するものとする。

あわせて、同部会において、被用者年金制度の一元化の具体的な措置が講じられる際の具体的な費用負担の在り方等について、年金数理的な観点からの所要の検討、検証がなされるよう要請するものとする。